

## レンタル規約

### 第1条(お手続き)

株式会社アーバネストプロパティ(以下『当社』という)が提供するレンタルサービス(以下『本サービス』という)の当社管理物件入居者様(以下『お客さま』という)が、本サービスを利用しようとする時は、当社がインターネット上に設置している本サービスのWEBサイト又は当社への電話において、本レンタル規約を承認のうえ、お客さま本人が直接当社に申し込むものとします。

### 第2条(契約の成立)

お客さまからのお申し込み内容を当社が適当と認め、当社がお客さまに承諾の意思表示を行った時に、お客さまとのレンタル契約が成立します。また利用をお断りした場合は、審査結果の説明義務を当社は負わないものとします。

### 第3条(保証人の規定)

保証人の必要はありません。

### 第4条(保証金の取り扱い)

保証金はお預かりしておりません。

### 第5条(レンタル期間)

レンタル期間は1ヶ月です。1ヶ月は月暦単位であり、月途中でのご契約の場合はご契約日から月末までとなります。

### 第6条(自動延長)

契約の更新は、お客さまから解約の申し出がないかぎり原則、自動延長になります。

### 第7条(解約)

お客さまから、WEBサイト及び電話にて解約の申し出があった場合、その日から10日後が解約日になります。

### 第8条(料金)

月額レンタル料金は、第1条に記載するWEBサイトに掲示しているレンタル料金表の通りとします。月額レンタル料金とは商品が納品された日を初日とし1ヶ月を対象としたレンタル料金をいいます。

なお、解約の場合は第7条の解約日まで料金が発生します。

また契約、解約とも、1ヶ月に満たない場合はその月暦の初日からの日割り日数での料金となります。

### 第9条(レンタル料金のお支払い)

レンタル料金のお支払いは、ご利用いただいた当月分をその月の末日までに当社が指定す

る銀行口座に振り込むものとします。振込手数料はお客さまご負担となります。なお、請求書及び領収書はUPCLUBの入居者様ログインから個別に閲覧ができ、ご希望があれば郵送も可能です。

#### 第10条(レンタル商品の使用者責任)

お客さまは、善良なる管理者の注意義務をもってレンタル商品の使用・管理を行うものとし、商品本来の用法、能力の従ってこれを使用するものとします。これらに反した使用・管理により、お客さまや第三者に損害が生じた場合には、お客さまの責任においてこれを処理するものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。

#### 第11条(商品の所有権)

本サービスに基づく所有権は、いかなる場合においても当社がその所有権を保有します。

#### 第12条(お客様の報告義務)

お客さまは下記について必ず報告してください。

- ・商品に構造上の欠陥がある場合
- ・レンタル商品の破損、効用の喪失
- ・盗難、紛失の連絡
- ・第三者が、差し押さえ、仮差し押さえ、または権利主張をする恐れがある場合

#### 第13条(レンタル商品の故障、破損、滅失等)

当社は、レンタル期間中にレンタル商品が、お客さまの責任でない事由により故障、破損、滅失した場合、速やかに修理又は代替品の納入を行います。お客さまに責任がある事由(盗難、火災を含む)によりレンタル商品が故障、破損、滅失した場合は、損害賠償として当社が定めた基準により算出したその商品代金をいただきます。

#### 第14条(レンタル商品の盗難、火災時の弁償金)

商品が盗難、火災のために、使用不能となった場合にはお客さまに盗難届または被災証明をご提出いただきます。当社が保険給付を受けた場合には、保険給付を受けた限度で賠償金の請求をいたしません。

#### 第15条(禁止事項)

お客さまは、レンタル商品を第三者に使用させたり、譲渡、質入れ、転貸、占有、移転等の処分をしてはいけません。また商品の改造、改装をしてはいけません。

#### 第16条(消耗品の負担費用)

レンタル期間におけるレンタル商品の維持管理にかかる消耗品(消耗器具の蛍光灯、電化製品の電池など)の費用は当社が負担いたします。

#### 第17条(キャンセル)

お客さまはレンタル契約成立後、納品日までの間、下記のキャンセル料を支払って契約をキャンセルすることができます。

- ・納品予定日の8日前までのキャンセル ⇒ 無料
- ・納品予定日の3日前までのキャンセル ⇒ 1ヶ月分のレンタル料金の50%
- ・納品予定費当日のキャンセル ⇒ 1ヶ月分のレンタル料金の100%

#### 第18条(契約の解除)

お客さまがレンタル契約に違反された場合、当社は、特段の通知、催告なしに契約を解除することができるものとします。この場合、お客さまは直ちに商品を返却しなければなりません。お客さまが、解除後もレンタル商品を返還されない場合は、返還までの期間、レンタル料金の1.2倍の金員を使用損害金としてお支払いいただきます。

#### 第19条(管轄裁判所)

本規約に基づくレンタル契約に関して裁判手続きの必要が生じた場合、当社の本社所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

#### 第20条(協議事項)

本規約に定めのない事項が生じた場合及び本規約の解釈に疑義が生じた場合は、当社とお客さまの間で協議し解決するものとします。

#### 第21条(個人情報の取扱い)

当社はお客さまの個人情報については、お客さまと当社の間でのレンタル契約の締結ならびにレンタル契約後の当社の権利の保存、管理、変更および権利行使、当社の提供するレンタルサービスの提供、レンタル契約に関するアフターサービスの提供の目的範囲内で利用する。但し、以下の事例に該当する場合は開示することがあります。

- (1) 法令に基づく特例の規程、裁判所や警察等の公的機関から要請があった場合
- (2) お客さまの生命、財産を損なうおそれがあり、お客さまの同意が得ることができない場合
- (3) 法令や当社レンタル規約、注意事項に反する行動から、当社の権利、財産またはサービスを保護する必要があり、お客さまの同意を得ることができない場合

#### 第22条 (住民票の取り寄せ)

個人のお客さまのご利用で、商品の返却日を過ぎても商品が返却されず、お客さまからの連絡もなく且つ、当社からの連絡がつかない状態であることが判明した場合は、当社がお客さまの住民票を取り寄せることに同意します。

#### 第23条 (反社会的勢力の排除)

当社及びお客さまは、それぞれの相手方に対し次の各号の事項を確約します。

- (1) 自らが、暴力団（その団体の構成員が集团的にまたは常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。以下同じ）、暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員もしくは元

暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行うなど暴力団の維持もしくは運営に積極的に協力しもしくは関与する企業または業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持もしくは運営に協力している企業をいう。)、総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成員(以下、「反社会的勢力」という)ではないこと。

(2) 法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいう)が、反社会的勢力ではないこと。

(3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、当社商品の利用をするものでないこと。

(4) 自らまたは第三者を利用して、次の行為をしないこと

A. 相手方に対する脅迫的な言動または暴力を用いる行為

B. 偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為